

県有施設使用電力量一括把握システムの導入仕様書

1 件名

県有施設使用電力量一括把握システムの導入

2 調達目的

県有施設の電力入札を一括して行うにあたって、各施設の使用電力量に関するデータのとりまとめが必要であり、各電力会社が提供するデータを直接読み取り、集約・分析する共通端末上で動作するプログラムを導入し、効率的な事務執行を図るとともに、エクセルやアクセスなどを用いて専用アプリケーションに依存しないプログラムを構築することにより、データの二次加工・配布が可能な形にし、省エネの見える化の指標とする。

3 調達期間

契約日～令和5年12月15日（予定）

4 納入場所

奈良県庁舎 奈良市登大路町30番地

5 調達内容

・システム仕様

(1) 概要

各電力会社が提供する30分毎の使用電力量のデータ（CSV形式）を読み込み、エクセルやアクセスなどを用いた共通端末上で動作するプログラムを構築し、必要なアウトプットを出力すること。なお、読み込むCSVの数（対象施設数）は約150個で、CSVの形式については別紙「CSV参考」の1種類を想定している。

(2) 初期データ

次の項目を各施設についてそれぞれ紐付けておくこと。

- ① 施設名
- ② 施設用途
- ③ 施設面積
- ④ 供給地点特定番号

(3) ユーザーによる入力項目

次の項目について、ユーザーによる入力欄を設けること。

- ① 契約名義
- ② 契約相手方
- ③ 契約電力
- ④ 契約単価（基本料金単価、従量料金単価、予備線単価）
- ⑤ 契約番号/お客様番号
- ⑥ 力率
- ⑦ 燃料費調整単価

⑧ 再生エネルギー発電促進賦課金単価

(4) 必要なアウトプット

- ① 各施設の30分毎使用電力量1年分
- ② 季時別使用電力量（各施設の月間使用量、ユーザー指定の任意期間の出力ができること）
- ③ 県有施設全体及び各施設の用途別使用電力量（ m^2 単価等のグラフ化）
- ④ 施設毎の年別使用電力量グラフ（ m^2 単価等のグラフ化）
- ⑤ 各施設の電気料金

(5) その他

- ① 読み込むCSVの数について、ユーザーが容易に追加・削除を行えるようにプログラムを構築すること。
- ② 専用アプリケーションに依存しない共通端末で動作するプログラムを構築すること。
- ③ エクセル・アクセス等でのデータの二次加工ができるプログラムを構築すること。
- ④ S-JIS、UTF-8などの文字コードで作成されたCSVファイルを正しくインポートできること。
- ⑤ 任意のタイミングでバックアップができる機能を有すること。

6 機密保持

業務遂行上知り得た個人情報、機密事項について本業務のみに利用するものとし、契約期間中、契約終了後を問わず第三者に漏洩しないこと。

7 留意事項

- (1) 本業務については、原則として他者に再委託しないものとする。ただし、本業務遂行にあたり、業務を補完する作業、またはやむを得ない事情等が生じた場合には、一部再委託等の検討も含め、発注者と協議し本業務を適切に遂行するものとする。
- (2) 本仕様書に記載されていないもの、又は不測の事態への対応については、発注者と受注者が協議の上決定すること。
- (3) 本業務の履行に当たり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

8 公契約条例に関する遵守事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定

により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。)の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用されるものを含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9 セキュリティ対策

(1) ウイルス対策ソフト・OSは常に最新の状態に保つこと。また、業務で使用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。

(2) 障害やサイバー攻撃発生時は速やかに発注者へ連絡し、復旧・対策作業を開始すること。

10 著作権

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

(1) 本契約の成果物に関する著作権は、著作権法第二十七条(翻訳権、翻案権等)及び第二十八条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に基づく権利も含めて、発注者に帰属するものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、成果物にこの契約前から受注者又は受注者から本件業務の一部を再委託されたもの(以下「受注者等」という)が著作権を有するもの(以下「受注者等著作物」という)及び汎用的な利用が可能なプログラムが含まれるときは、当該受注者等著作物の著作権は受注者等に帰属するものとする。

(3) 前項の規定にかかわらず、発注者は、本契約期間経過後においても、受注者等著作物を自己使用の範囲内で自由に使用することができる。また、発注者は受注者等著作物について、著作権法第四十七条の三に基づき複製、翻案することができる。

(4) 発注者は、著作権法第二十条(同一性保持権)第二項第三号又は同項第四号に該当しない場合においても、受注者等著作物をその使用のために改変することができる。

(5) 受注者は、本契約の成果物について、著作権法第十七条第一項(作者の権利)の規定による著作者人格権を行使しないものとする。ただし、事前に協議した場合はこの限りでない。

2023年4月・お客さま番01[sanitizeご契約名蔵奈良県庁 様]

時間帯	T551312 乗率 ×				100 最大需要電				1 使用電力				1 計器No. T551313 乗率 ×				100 最大需要電				1 使用電力				1				合計(kWh)		
	1日(土)	2日(日)	3日(月)	4日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)	8日(土)	9日(日)	10日(月)	11日(火)	12日(水)	13日(木)	14日(金)	15日(土)	16日(日)	17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)	22日(土)	23日(日)	24日(月)	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)		29日(土)	30日(日)
00:00[san]	166	153	154	153	155	155	157	159	152	153	159	164	161	163	168	167	159	161	167	167	166	164	154	157	160	162	159	164	164	160	4803
00:30[san]	159	152	153	155	154	151	156	156	152	159	159	163	161	156	167	162	157	159	164	164	163	163	154	157	156	162	161	160	163	160	4758
01:00[san]	160	151	151	153	153	153	155	154	152	155	155	158	159	154	165	162	153	160	162	159	160	160	152	157	155	159	157	160	161	157	4702
01:30[san]	155	147	151	152	154	152	153	152	151	157	155	156	162	153	161	162	155	157	157	157	163	159	151	155	156	160	154	160	160	158	4675
02:00[san]	151	147	147	149	153	151	154	150	159	159	154	156	157	153	161	159	154	156	158	158	159	159	151	152	155	159	155	157	163	157	4653
02:30[san]	153	147	145	149	150	149	152	149	151	154	155	155	156	153	161	158	154	156	157	156	158	155	149	153	153	157	154	158	159	157	4613
03:00[san]	151	146	148	149	150	150	152	150	149	152	153	154	159	151	160	158	157	154	157	157	160	155	150	153	151	158	154	155	159	158	4610
03:30[san]	151	146	147	148	149	151	154	150	148	155	151	155	156	154	160	159	154	153	158	157	163	152	148	152	153	156	154	156	157	157	4604
04:00[san]	153	145	147	148	150	149	152	148	149	151	151	154	156	151	160	159	154	154	158	155	160	152	150	151	152	157	154	154	157	158	4589
04:30[san]	152	145	146	148	149	152	153	151	149	153	151	154	155	153	161	160	156	154	159	161	160	152	149	149	154	158	155	157	159	156	4611
05:00[san]	152	144	149	147	149	149	154	147	145	151	150	153	156	151	158	158	155	151	158	160	163	151	148	150	152	157	154	153	156	159	4580
05:30[san]	150	146	149	149	154	153	156	150	148	155	153	158	160	156	158	159	161	158	162	161	161	150	150	154	155	162	157	158	157	157	4657
06:00[san]	154	145	166	167	168	164	167	152	151	172	169	170	174	169	161	161	173	172	173	174	180	154	151	170	167	173	167	173	159	159	4955
06:30[san]	153	147	194	186	191	190	189	150	150	199	190	200	209	187	163	162	197	200	198	198	202	156	158	197	190	196	191	200	164	162	5469
07:00[san]	155	151	231	222	228	221	228	151	155	233	223	226	249	226	166	162	172	236	226	225	231	236	161	161	243	240	233	223	167	168	6209
07:30[san]	165	160	262	257	261	262	268	161	165	264	261	267	282	259	174	181	277	276	267	272	267	168	172	270	282	269	271	266	173	173	7052
08:00[san]	172	168	325	325	320	324	320	170	172	316	314	317	339	319	184	182	327	335	330	327	324	182	178	333	333	319	323	315	183	179	8255
08:30[san]	177	176	509	516	525	503	503	184	178	506	507	510	518	511	190	180	512	524	520	511	522	184	181	525	522	509	517	519	187	182	12108
09:00[san]	182	176	512	500	502	500	502	188	177	503	501	511	514	517	193	182	513	516	511	505	509	185	185	529	511	501	513	510	192	179	12019
09:30[san]	182	179	505	489	502	492	496	185	184	506	509	508	504	506	199	178	520	518	512	510	508	184	185	512	512	505	518	506	197	183	11994
10:00[san]	180	181	497	493	490	487	490	183	181	489	504	494	497	499	191	181	512	504	496	515	500	187	180	508	505	496	498	480	208	187	11813
10:30[san]	186	189	505	495	497	493	495	184	180	493	497	507	500	497	195	183	502	509	513	523	508	189	195	516	514	498	508	500	206	187	11964
11:00[san]	196	182	503	496	501	495	499	186	179	500	494	504	497	506	195	182	509	508	513	505	513	188	185	518	516	508	507	501	198	181	11965
11:30[san]	189	183	507	499	505	494	506	188	181	509	504	504	503	517	194	183	514	517	512	513	520	189	185	530	515	510	515	506	203	187	12082
12:00[san]	188	187	487	464	482	468	478	184	186	472	475	480	476	473	197	186	481	481	499	481	493	193	186	486	489	492	484	490	209	190	11537
12:30[san]	198	184	480	464	476	461	469	185	184	465	476	476	467	460	199	186	470	473	486	476	482	194	189	480	473	475	472	494	199	188	11381
13:00[san]	189	195	510	495	508	499	513	185	180	500	505	507	508	507	201	183	510	513	523	510	521	190	186	533	515	515	511	516	203	186	12117
13:30[san]	199	198	500	493	499	496	492	180	183	498	507	497	494	499	204	183	500	504	504	506	522	189	187	516	499	498	503	507	202	182	11941
14:00[san]	187	192	495	496	488	491	493	182	190	502	502	494	493	492	195	185	494	495	493	506	508	188	186	500	496	500	498	502	203	184	11830
14:30[san]	189	189	494	494	492	492	516	185	184	487	499	495	492	493	194	183	495	493	495	504	503	187	186	499	497	503	499	505	200	186	11830
15:00[san]	187	190	491	499	483	492	483	181	183	494	502	491	497	491	197	187	498	494	499	500	500	189	190	492	498	499	500	497	195	186	11785
15:30[san]	189	186	485	482	475	486	469	184	181	484	489	487	483	490	194	187	486	484	484	495	498	193	186	487	490	491	505	490	193	186	11619
16:00[san]	193	186	479	474	480	473	483	186	188	481	481	481	491	477	191	183	478	476	482	492	486	190	185	496	484	491	481	484	187	183	11522
16:30[san]	189	184	475	471	474	469	467	180	185	471	478	478	474	471	189	188	477	470	478	481	479	186	186	483	482	491	485	493	191	182	11407
17:00[san]	184	182	402	428	429	431	430	196	182	431	435	436	438	430	191	183	436	441	437	444	441	183	183	441	437	440	442	438	188	183	10542
17:30[san]	179	176	323	390	376	393	381	178	179	381	390	369	385	386	190	184	393	389	387	406	385	180	189	396	393	365	395	388	185	179	9490
18:00[san]	178	177	299	298	264	310	294	175	178	294	297	261	302	304	191	179	309	314	272	311	295	177	175	313	311	260	322	297	190	179	7726
18:30[san]	172	175	282	285	238	286	276	170	176	287	286	234	290	285	184	174	290	294	240	299	286	176	175	293	293	240	292	288	180	189	7334
19:00[san]	175	171	268	274	222	273	257	171	175	267	270	212	276	267	182	174	277	279	218	283	272	176	176	280	278	224	280	271	180	180	7008
19:30[san]	172	171	252	257	210	260	242	171	173	257	257	206	268	260	182	172	266	270	207	273	260	175	176	265	268	212	275	259	176	177	6769
20:00[san]	173	168	241	246	200	246	234	173	172	245	243	203	256	252	181	174	256	256	202	258	249	176	174	254	257	204	261	243	176	175	6548
20:30[san]	171	169	226	233	191	238	226	171	169	223	231	194	241	241	176	175	239	243	196	249	237	173	174	241	245	196	247	230	178	174	6297
21:00[san]	170	166	213	224	188	224	218	167	164	215	224	190	228	228	176	174	227	226	193	236	225	170	171	229	229	192	232	225	172	172	6068
21:30[san]	169	164	195	209	178	213	204	166	166	200	212	187	215	216	172	171	212	215	183	224	215	168	168	212	217	183	211	208	171	170	5794
22:00[san]	158	156	175	182	163	185	181	155	156	177	189	172	192	190	166	160	188	192	170	198	196	156	159	185	188	167	186	188	160	154	5244
22:30[san]</																															

別紙

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること）を明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること